

軽自動車税改定のお知らせ

地方税法の一部改正とそれに伴う市税条例の一部改正に伴い、軽自動車税を改定いたします。

<二輪車及び小型特殊自動車>

一律30～100%の増額となっております。

車種		旧税額	新税額
原付	一種（～50cc）	1,000	2,000
	二種乙（51cc～90cc）	1,200	2,000
	二種甲（91cc～125cc）	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
小型特殊	農耕作業用のもの	1,600	2,400
	その他のもの	4,700	5,900
軽二輪（126cc～250cc）		2,400	3,600
二輪の小型自動車（251cc～）		4,000	6,000

<三輪及び四輪の軽自動車>

条件により軽課税額、新税額、重課税額、旧税額のいずれかの税額になっております。

下記のフローチャートに従いご自分の車両の税額をご確認ください。

初度検査年月が平成27年4月以降か
※車検証の「初度検査年月」をご確認ください。

はい

いいえ

以下の条件(①②③)のいずれかを満たす車両か

- ①電気自動車、天然ガス自動車
- ②平成32年度燃費基準+20%を達成した乗用車
平成27年度燃費基準+35%を達成した貨物車
- ③平成32年度燃費基準を達成した乗用車
平成27年度燃費基準+15%を達成した貨物車

※車検証の「燃料の種類」及び「備考欄」をご確認ください。

はい

いいえ

初度検査年月から13年を経過した車両か
(平成28年度課税では初度検査年月が平成14年以前の車両)

はい

いいえ

車種	軽課税額 (平成29年度から新税額へ)				
	①	②	③		
三輪	1,000	2,000	3,000		
四輪	乗用 貨物	自家用	2,700	5,400	8,100
			1,300	2,500	3,800
	乗用 貨物	営業用	1,800	3,500	5,200
			1,000	1,900	2,900

新税額 (①以外13年経過後は重課税額へ)
3,900
10,800
5,000
6,900
3,800

重課税額
4,600
12,900
6,000
8,200
4,500

旧税額
3,100
7,200
4,000
5,500
3,000

不明な点等ございましたら、
税務課民税係までお問い合わせ
ください。

☎ 0256-52-0080 (内線 125)